

## 郷づくり拠点整備方針

平成25年8月  
郷づくり支援課

### 1 郷づくりの背景

郷づくりの取り組みは、平成19年度の総合計画のスタートと同時に始まり、平成25年度から7年目に入った。

郷づくりは「**自分たちの地域は、自分たちの手で**」を基本理念とした、「**市民が主役の地域自治活動**」であり、これは総合計画の前文に位置付けられ、市政運営の原則となる考え方である。

「**誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにするため**」に、地域自治のしくみの確立を目指した取り組みが、郷づくりである。

「**地域自治のしくみを確立するため**」に必要な要素として、次のことがあげられ、これらを行政としてどのように整えていくかが重要課題である。

- ①目標設定と共有
- ②活動環境の整備
- ③権限と財源の移譲

### 2 郷づくり拠点の現状と課題

各地域における郷づくり拠点の現状の詳細は、別紙「**郷づくり拠点状況（平成25年7月現在）**」のとおりである。

主な現状は、次のとおりである。

- ①施設が手狭で、会議や活動が十分できない
- ②間借りしている施設は、安全面や管理面から使い勝手が悪く、取り組みを充実させられない
- ③地域により拠点環境が大きく異なる
- ④地域により活動場所がバラバラで、地域の拠り所や一体感が生まれない
- ⑤拠点整備について、地域から強く要望があがっている（要望書、市長懇談会での意見など）

上記の現状から、課題としては、「**地域により拠点環境に大きな差があり、市が郷づくりに取り組む姿勢に、地域が疑問や不安を抱いている**」ことであり、拠点を整備することによって、「**地域の郷づくり活動を強く後押しし、市と地域の共働関係を強固にする**」ことが求められる。

### 3 郷づくり拠点整備の効果

郷づくり拠点を整備することによって、次の効果が期待できる。

- ①施設の管理運営を通じて、自分たちの地域(施設)への愛着が増すとともに、郷づくりの実態が分かりやすくなる
- ②拠点が情報発信の場となり、市民の郷づくりに対する理解の促進が期待できる
- ③市が責任をもって、地域のための活動環境を整えていることを示すことができる
- ④地域のニーズに的確に応えることにより、地域の郷づくりに対する「やらされ感」を払しょくし、地域自治の取り組みを充実・加速させることができる
- ⑤地域が長く腰を据えて郷づくりに取り組む施設環境を、市が整えることによって、郷づくりの永続的な取り組みが期待できる（施設の間借りでは永続性が不安定）

あくまでも拠点を整備することが目的ではなく、地域自治実現のため、特に地域のニーズが高まっている今こそ、拠点の整備を進めることによって、「これまでの課題解決」と「これからの取り組みの充実」を図ることができる。

#### 4 拠点の機能

施設に求められる機能は、次のとおりである。

- ①活発な郷づくり活動を行う機能（事務所、会議室等の設置）
- ②市民交流の場を提供する機能（集会場、ホワイエ等の設置）
- ③地域の情報を収集し、発信する機能（情報共有スペースの設置、など）

<参考>

○福津市郷づくり交流センター条例（抜粋）

（設置）

第1条 地域住民の相互交流及び地域づくり活動を活性化し、地域自治及び地域分権を確立するため、福津市郷づくり交流センターを設置する。

#### 5 拠点整備の考え方

整備にあたっては、一拠点で地域活動の全てを但うというものではなく、地域内の公共的施設を結びつけ、機能を相互に補完する複合的な活用を視野に入れた施設とする。

##### （1）場所

- ・子どもに関する取り組み（コミュニティスクール・子ども見守り活動など）の観点から小学校と連携しやすいよう、小学校近辺または主要通学路沿い
- ・地域の人が寄り付きやすいよう、一定の住宅密集地内
- ・施設の利用促進および情報発信（施設の認知）がしやすいよう、主要幹線道路沿い

##### （2）機能および規模

人口規模に基づいた施設規模とはせずに、地域内での連携が円滑にできる施設規模とする。  
機能および規模は、他の公共施設および自治会所有の公民館等の最大活用を図ったうえで、機能の相互補完を勘案し、地域の実情に応じて決定する。

##### （3）管理運営

施設の必要性および必要な機能について、地域（協議会）との十分な合意形成を前提として整備するものであり、施設を有効に活用するために、管理運営については地域（協議会）が主体となって行うことを前提とする。

ただし、一定の費用負担は必要であり、その負担額については管理運営の基準等、地域（協議会）と十分な調整が必要である。

協議会の管理運営体制が整い次第、早い段階で指定管理者に移行する。

#### 6 整備優先度

拠点整備の優先度は、次のとおりとする。

なお、場所、規模や機能等については、地域との十分な協議のうえで整備するものとする。

優先度	地域
最優先	神興東地域
	神興地域
当面は現状維持とし、今後検討	勝浦地域
	津屋崎地域
	上西郷地域
整備済	宮司地域
	福間地域
	福間南地域